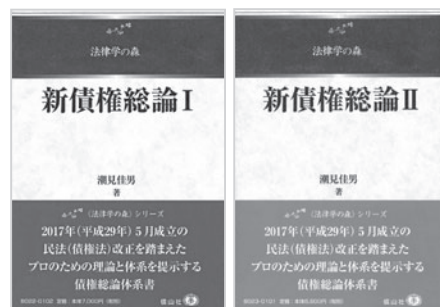


『新債権総論Ⅰ・Ⅱ』

潮見佳男 著 信山社 I 7,000円・II 6,600円(共に税別)

民法(債権法)のプロであり続けるために。

会員 中込 一洋 (46期)



京都大学の潮見佳男教授(以下、潮見教授という)は、法制審議会民法(相続関係)部会委員であり、平成28年9月5日には弁護士会館で「相続法改正講演会」を実施された(パネリストは篠塚力会員と高須順一会員)。この講演会には、約140名が参加し、議論に深みがあり、しかも分かりやすいと好評であった。

潮見教授は、法制審議会民法(債権関係)部会幹事でもあった。『新債権総論Ⅰ』『新債権総論Ⅱ』(以下、本書Ⅰ・本書Ⅱという)は、民法全体に精通し、法改正にも深く関与されている潮見教授の最新著作のひとつ。とても素晴らしい。僕が本書Ⅰ・Ⅱを皆さまにお薦めする理由は、3つある。

1 学問研究の楽しさが分かること

民法(債権関係)を改正する法律が成立し、平成29年6月2日法律44号として公布された(これを受けて弁護士研修センター運営委員会は平成29年10月2日から平成30年1月20日まで全6回の連続講座を実施する。講師は廣畑牧人会員・篠塚力会員・岩田修一会員・山崎岳人会員・角田智美会員・大橋美香会員)。本書Ⅰ・Ⅱも、この改正に対応しており、文中では「旧法」「新法」と表記されている。

本書Ⅰ・Ⅱはしがき(1頁)には「プロフェッショナル(研究者・実務家)のための理論と体系を示した書物」であり、『教科書』としての性質を持たせることは、意識の片隅にすらない」とある。うーむ、凄い。

学者としての経験に裏打ちされた文章は、歴史的な視点や、諸外国の例などをもとに詳細な検討を進めていく。例えば、「事情変更の法理」について「要綱仮案の第2次案の段階で、民法に規定されないこととなった。

この法理が濫用されるとの一部の実務家から示された懸念に配慮をした結果ではないか」(本書Ⅰ・104頁)としつつ、その枠組みは「旧法下の判例法理を精査したうえで提示されたもの」であり「表現の差こそあれ、最近のヨーロッパ法を中心に展開されている立法および立法モデル(PECL, PICC, DCFR, ドイツ民法, フランス民法)でほぼ共通に示されているものと軌を一にする」(本書Ⅰ・111頁)という。法改正の過程をきちんと検証することは、今後の実務を考えるためにも重要な視点である。

2 弁護士・弁護士会の意見等にも言及されていること

詐害行為取消権の法的性質に関する本書Ⅰ・736頁では高須順一会員と神尾明彦会員の著作が紹介され、また、「事業に係る債務」の個人保証に関する特則に関する本書Ⅱ・768頁などでは、日弁連意見書にも言及されている。

これらを丁寧に読むと、弁護士と学者の共通するところ、異質なところを考えていくうえで、とても参考になる。

3 目次・索引も充実していること

本書Ⅰは848頁、本書Ⅱは805頁である。

というと、えーと、良い本だとは思うけど、忙しいからなあ、と思う方もいるでしょう。でも大丈夫。本書Ⅰ・Ⅱには、とても詳しい目次がついている。これで体系を把握しておけば、自分の知りたいところを探せるのがほとんどだし、いざとなれば索引を使うこともできる。通読するのはたいへんだという方も、是非、お手元において(助けてもらいたいときに)ご参照ください。